

## 福島県被災宅地危険度判定士養成講習会実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福島県被災宅地危険度判定士登録要綱（以下「登録要綱」という。）

第12条第1号に規定する知事が開催する講習会（以下「講習会」という。）の開催に関し必要な事項を定める。

(実施)

第2条 講習会は、知事が必要と認める時に開催することとする。

(受講者の範囲)

第3条 講習会の受講者は、登録要綱第4条第1項各号のいずれかに該当する者とする。

(受講の申込)

第4条 講習会の受講を希望する者は、福島県被災宅地危険度判定士養成講習会受講申込書（様式1）に登録要綱第4条第1項各号のいずれかに該当することを証する書類（以下「登録資格該当証明書類」という。）を添付して知事に申込みものとする。

第5条 前条に規定する登録資格該当証明書類は、登録要綱第5条第2項第1号及び第2号に準じる。

(受講料)

第6条 講習会の受講料は無料とする。

(修了証書)

第7条 講習会を修了した者に対し、受講修了証（様式2）を交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成14年12月 2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年12月 1日から施行する。